

住まいの防火防災診断 予備チェックリスト（簡易版）

メモ		実施日	
----	--	-----	--

予備チェック対象者への質問

消防職員による住まいの防火防災診断
を希望する、又は、必要なら受けたい。

はい / いいえ

	内 容		チェック
1	たばこ	床や家具等に焦げあとがある、又は、灰皿に吸殻をためたり、直接ゴミ箱に捨てるなど吸い殻の廃棄状況が悪い。	
2		寝たばこをする。	
3	ストーブ	ストーブの近くに洗濯物や燃えやすいものを置いている。	
4	こんろ	こんろの周りに燃えやすいものを置いている。	
5	住警器	住宅用火災警報器がついていない、又は、ついていないが電池切れ、取り付け不良等により適切ではない。	
6	家具類の固定	家具類の配置場所や向きが悪く、家具類が倒れた時に負傷したり、出入口をふさぐ危険性がある。	
7		家具類が対策器具等で固定されていない。	
8	転倒	階段に手すりがない。	
9		足を取られそうなコード類などが床にある。	
10	予備チェック実施者の意見	福祉関係機関の立場から、住まいの防火防災診断を実施することが望ましい。	
その他の気になること			

・ご利用者を「住まいの防火防災診断」の対象者として消防署に紹介する場合は、ご利用者本人の同意の上、消防署の担当者にご連絡ください。ご利用者の方を訪問する際に消防職員が同行して診断を行います。

住まいの防火防災診断 予備チェックリスト（簡易版・解説）

	内 容	
1	たばこ	灰皿に吸殻をためる、吸殻を直接ゴミ箱に捨てるなど廃棄状況が悪いと、火災につながる恐れがあります。喫煙する際は、灰皿を準備しましょう。 灰皿に吸殻をためてはいけません。水をかけ、完全に消火してから、こまめに捨ててください。 また、火のついたタバコを手を持ったまま、歩き回ってはいけません。
2		寝たばこは大変危険です。絶対にしないでください。 たばこを吸いながらのうたた寝も大変危険です。
3	ストーブ	ストーブの周りに燃えやすいものがあると、接触して燃え出す恐れがあります。 布団や洗濯物、生活用品など、燃えやすいものを近くに置いてはいけません。外出時には必ず消してください。 就寝中に布団が接触して出火する事案も多く発生しています。寝る前に必ず消してください。
4	こんろ	こんろの周りに燃えやすいものがあると、接触して燃え出す恐れがあります。こんろ周りは整理整頓しましょう。 調理中はこんろから絶対に離れてはいけません。 着衣への着火を防ぐために、鍋底から火がはみ出さないよう調節しましょう。 防災品のエプロンやアームカバーを使用しましょう。
5	住警器	東京消防庁管内では、火災予防条例によりすべての居室、台所、階段に設置することが義務付けられています。まだ設置していない場合はすぐに設置しましょう。 すでに設置している場合も、電池切れや故障などで動かなくなる場合があります。設置から十年を目安に本体交換しましょう。
6	家具類の固定	家具転対策をしていないと、地震によりタンスなどの家具類が倒れ、けがをする恐れがあります。 クローゼットや収納家具などに荷物を集中的に収納して、家具を減らし、リビングや寝室など普段過ごす場所に家具類を置かないようにしましょう。 家具類を出入口付近に置かないようにしましょう。倒れても安全な向きに配置するなど、レイアウトを工夫しましょう。
7		家具転対策をしていないと、地震によりタンスなどの家具類が倒れ、けがをする恐れがあります。 対策器具等を使って、動かないように家具類を床や壁等に固定しましょう。 物が落ちてこないように、家具類の上に物を置いてはいけません。
8	転倒	家の中の小さな段差や階段で、足を取られてころぶ恐れがあります。階段には手すりを設置しましょう。
9		家の中の小さな段差や階段で、足を取られてころぶ恐れがあります。足を取られそうなコード類を歩行の邪魔にならない場所に移すなど、床の整理整頓をしましょう。
10	予備チェック実施者の意見	本人の同意があり、住まいの防火防災診断の実施が望ましいときは、最寄りの消防署へ、情報提供をお願いいたします。

予備チェックリストの使い方

【準備（消防署向け）】

各予備チェックリストの内容は、地域特性やケアマネの要望に合わせて消防署ごとに適宜変更してください。その際、高齢者の死者が発生した住宅火災の出火原因の上位（近年の東京消防庁管内においては、「たばこ」、「ストーブ」及び「こんろ」）、「住警器」、「家具類の固定」、「熱中症」、「予備チェック実施者の意見」の項目は必須としてください。

住まいの防火防災診断で使用している総合的な防火防災診断シートや各種リーフレット等を参考にして、簡易版は10項目程度、詳細版は20項目程度としてください。

【使用手順（関係機関向け）】

- ① 予備チェック対象者への質問「消防職員による住まいの防火防災診断を希望する、又は、必要なら受けたい」への回答を対象者から聞き取り、【はい】か【いいえ】に○をつけてください。
- ② 要配慮者の居宅で各項目の状況を確認し、該当する場合は、チェック（✓）をつけてください。
- ③ ご紹介いただく要配慮者は、
 - ・項目「予備チェックの実施者の意見」にチェックがついている方
 - ・その他消防署と事前に決めた紹介基準に該当する方のどちらか一方又は両方に当てはまる方としてください。
なお、診断対象者としてご紹介いただく要配慮者は、①で【はい】が選択されている方（ご本人の同意がある方）に限ります。